

全国中小企業団体中央会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針」(分野別運用方針)
の改正について

平素より、国土交通行政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成 30 年 12 月に成立した在留資格「特定技能」を創設するための改正入管法については、同法に基づく政府基本方針及び分野別運用方針が同年末に閣議決定され、平成 31 年 4 月に施行されたところです。この新たな在留資格制度の開始により、建設分野については、全 14 分野のうちのひとつとして、特定技能外国人の受入れを開始しております。

受入れ開始から約 1 年が経過した本日 2 月 28 日(金)、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針」(分野別運用方針)について、建設分野の受入れ職種(業務区分)の追加等の所要の改正が閣議決定されました。これにより、建設分野の現在の 11 職種に加え、7 職種(とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、海洋土木工)が新たに特定技能外国人の受入れ対象として追加されることになりましたので、通知いたします。

上記新職種に関する建設分野特定技能受入計画については、申請受付を本日より開始いたします。新職種の業務内容については、上記分野別運用方針の改正に伴い「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領―建設分野の基準について―」(平成 31 年 3 月法務省・国土交通省編)を改正しておりますので、別添をご確認願います。

なお、建設分野での受入れにあたっては、建設産業の特性を踏まえて国土交通大臣が定める受入企業の基準を設定しております。受入企業は、1 号特定技能外国人の在留資格の審査と並行して、国土交通大臣より建設特定技能受入計画の認定を受ける必要があります。受入企業におかれては、(1)建設業法第 3 条の許可(2)受入企業及び外国人の建設キャリアアップシステムへの登録(3)特定技能外国人受入事業実施法人である(一社)建設技能人材機構への加入(4)外国人に対して同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬設定等、認定のために必要な要件がありますので、ご留意いただくとともに、申請にあたっての詳細については国土交通省のホームページをご確認ください。

なお、令和 2 年 4 月 1 日より、建設特定技能受入計画の申請は、原則としてオンライン申請になるとともに、同計画の審査及び認定については各地方整備局が行います。詳細については、3 月中頃を目途に国土交通省のホームページ等で周知いたします。

上記について、貴団体等において周知いただきますようお願いいたします。